

林道除草業務契約書（案）

業務の名称 中尾12林道外12路線除草業務
(香川森林管理事務所管内の国有林林道等)
履行期限 請負契約を締結した日の翌日から令和7年11月14日まで
業務契約金額 ¥ . 一
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ . 一

林道除草業務について、発注者と受注者はおのこの対等な立場に置ける合意に基づいて、次の条項により業務契約を締結し、本契約の証として本書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 香川県高松市上之町2-8-26
分任支出負担行為担当官
氏名 四国森林管理局 香川森林管理事務所長 名本 亮介 印

受注者 住所
氏名

第1条 本業務については、発注者の指定する監督職員の指示(仕様書等の提示がある場合は仕様書)に従うこと。

第2条 発注者の承諾を得ず本業務に関する権利を他に譲渡し、または継承しないこと。

第3条 発注者は必要がある場合は、業務内容の変更若しくは業務を打ち切ることができ、この場合において履行期限または業務契約金額を変更する必要があるときは、協議して定めるものとする。

第4条 受注者は、業務が完了したときは、書面をもって通知し、発注者が受理した日から10日以内に検査を受けるものとする。

第5条 受注者は前条の検査に合格した後、適法な業務代金請求書を提出し、発注者は請求書を受理した日から30日以内に代金を支払わなければならない。

第6条 受注者は、受注者の責に帰すべき理由により履行期間内に完了しなかった場合は、業務契約金額に対し延長日数に応じて年5%の割合を乗じて計算した額を延滞金として業務契約金額と相殺、または現金で納付しなければならない。

第7条 受注者は、発注者が第5条に定められた期間を経過して支払遅延となったとき、期限の翌日から支払った日までの日数に応じて、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。）第8条第1項の規定により決定された率に乘じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

第8条 受注者が契約に違反し、そのため発注者がこの契約の目的を達することができないと認め契約を解除した場合は、受注者は業務契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、指定された期間内に納付しなければならない。

第9条 発注者の都合で契約を解除した場合、受注者に損害があれば協議のうえ相当の補償を受注者に支払うものとする。

第10条 受注者は、本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

第11条 受注者は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

第12条 受注者は、この業務を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第13条 本件について疑義を生じたときは、発注者受注者協議のうえ定めるものとする。

暴力団排除に関する特約条項 別紙1

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 受注者は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第4条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 受注者は、発注者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

物件番号1

林道除草業務数量内訳書

工 種 名	No.	林 道 名	数 量	単 位	作業方法 (機械・ 人力)	使用機種	施 工 区 間	林 道 全 延 長
除 草 工	①	鷹山林道	2,288	m ²	機 械	肩掛式 カッター径 255mm	林道全線 (1.0km)	1.0km
"	②	鷹山保安林管理道	3,200	m ²	"	"	林道全線 (1.2km)	1.2km
"	③	大相林道	3,120	m ²	"	"	林道全線 (1.0km)	1.0km
"	④	大相木綿織線	750	m ²	"	"	林道全線 (0.3km)	0.3km
"	⑤	清水3林道	2,925	m ²	"	"	林道全線 (1.0km)	1.0km
"	⑥	大坂林道	2,205	m ²	"	"	林道全線 (0.7km)	0.7km
"	⑦	中尾林道	1,200	m ²	"	"	林道起点部重点 (0.3km)	1.0km
"	⑧	中尾12林道	3,000	m ²	"	"	林道起点部重点 (1.0km)	7.1km
"	⑨	柞多尾林道	8,064	m ²	"	"	林道中・終点重点 (4.0km)	5.3km
"	⑩	柞多尾保安林管理道	2,040	m ²	"	"	林道全線 (1.0km)	1.0km
"	⑪	柞多尾62林業専用道	457	m ²	"	"	林道全線 (0.5km)	0.5km
"	⑫	多治川林道	6,072	m ²	"	"	林道全線 (3.0km)	3.0km
"	⑬	三頭林道	3,384	m ²	"	"	林道全線 (1.7km)	1.7km
計			38,705	m ²				
一般管理費等			1	式				
計								
合計								
消費税相当額			10	%				
合計								
総計								

林 道 除 草 業 務 仕 様 書

物件番号 1

第 1 条 適用範囲

この仕様書は、香川森林管理事務所が発注する林道除草業務（以下「業務」という。）の実施に関し適用する。

第 2 条 業務実施箇所

中尾 12 林道外 12 路線（別紙図面のとおり）
（香川森林管理事務所管内の国有林林道等）

第 3 条 作業実施

1. 除草時期は、監督職員の指示によるものとするので、受注者は監督職員の指示を受けなければならない。
2. 受注者は、業務の実施にあたり、路面への草等の飛散防止に努めるものとし、刈り取った草等を交通の支障のないよう、処理しなければならない。
3. 受注者は、除草に先立ち、竹・雑木等の伐採を行うとともに、空き缶等の異物を除去する等の清掃をおこなわなければならない。
4. 受注者は、刈り取った草が路面に飛散するおそれのある路肩等では、その日のうちに、また、法面ではすみやかに片付けなければならない。
5. 作業は、機械除草とし、除草に当たっては、通行人及び車両等に十分注意し、事故等の未然防止に努めなければならない。
6. 作業開始に当たり、当日の作業現場起点付近に「作業中標識」等を設置し、通行車両等に注意を喚起する措置を講じなければならない。
7. 当該路線の法面及び周辺等で危険な状態を発見した場合は、作業を一時中止する等により、安全を確保するとともに、監督職員に報告し指示を受けなければならない。

第 4 条 現場管理

受注者は、次の各号を遵守するとともに、常に業務の安全に留意して、現場管理を行い災害の防止に努めなければならない。

- ① 火災の予防については、万全の措置を講ずるものとし、当該契約担当官等の指示事項があれば、それに従わなければならない。
- ② 業務現場が危険のため、一般の立入りを禁止する必要がある場合は立入禁止の表示をする等、十分な規制措置を講じなければならない。

- ③ 業務の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故、第三者に損害を与えた事故等が発生したとき、又はその兆候を発見した場合は、応急の措置を講ずるとともに、遅滞なくその状況を監督職員に報告しなければならない。

第5条 使用機械

- 1. 受注者は、作業に応じた機種、性能の機械器具を準備しなければならない。
- 2. 機械器具の機種、性能などが設計図書において指定するので、これと異なるものを使用しようとする場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

第6条 完了報告

受注者は、業務が終了したときは速やかに監督職員に報告しなければならない。

第7条 検査

- 1. 受注者は、業務の既済部分検査及び完了検査に当っては、立会を求められた場合、必ず立会の上検査を受けなければならない。
- 2. 受注者は、検査のため必要な資料の提出及び、その他の処置については、検査職員（支出負担行為担当官等から業務の検査を命ぜられた職員をいう）の指示に従わなければならない。

第8条 施工確認

受注者は、業務施工前に監督職員に連絡し、確認の必要があるときにはその指示に従うものとする。

また、業務の施工前には必ず写真撮影を行い、施工後も同一場所で写真を撮り、整理し監督職員に提出しなければならない。

第9条 関係法令の遵守等

- 1. 受注者は、業務の施工に当たり、関係諸法令及び、業務に関する諸法規を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、法令の適用は、受注者の責任と負担において行わなければならない。
- 2. 受注者は、当該業務の実施にあたって刈払機取扱作業者に対する安全教育の終了した者を従事させなければならない。

また、業務実施前には必ず上記安全教育の修了証の写しと名簿を監督職員に提出しなければならない。

- 3. 受注者は、業務着手前に安全に関する必要な事項を作業従事者に周知徹底させなければならない。

中尾12林道外12路線除草業務位置図

物件番号1 ①

高松市役所
塩江支所

①鷹山林道

②鷹山保安林管理道

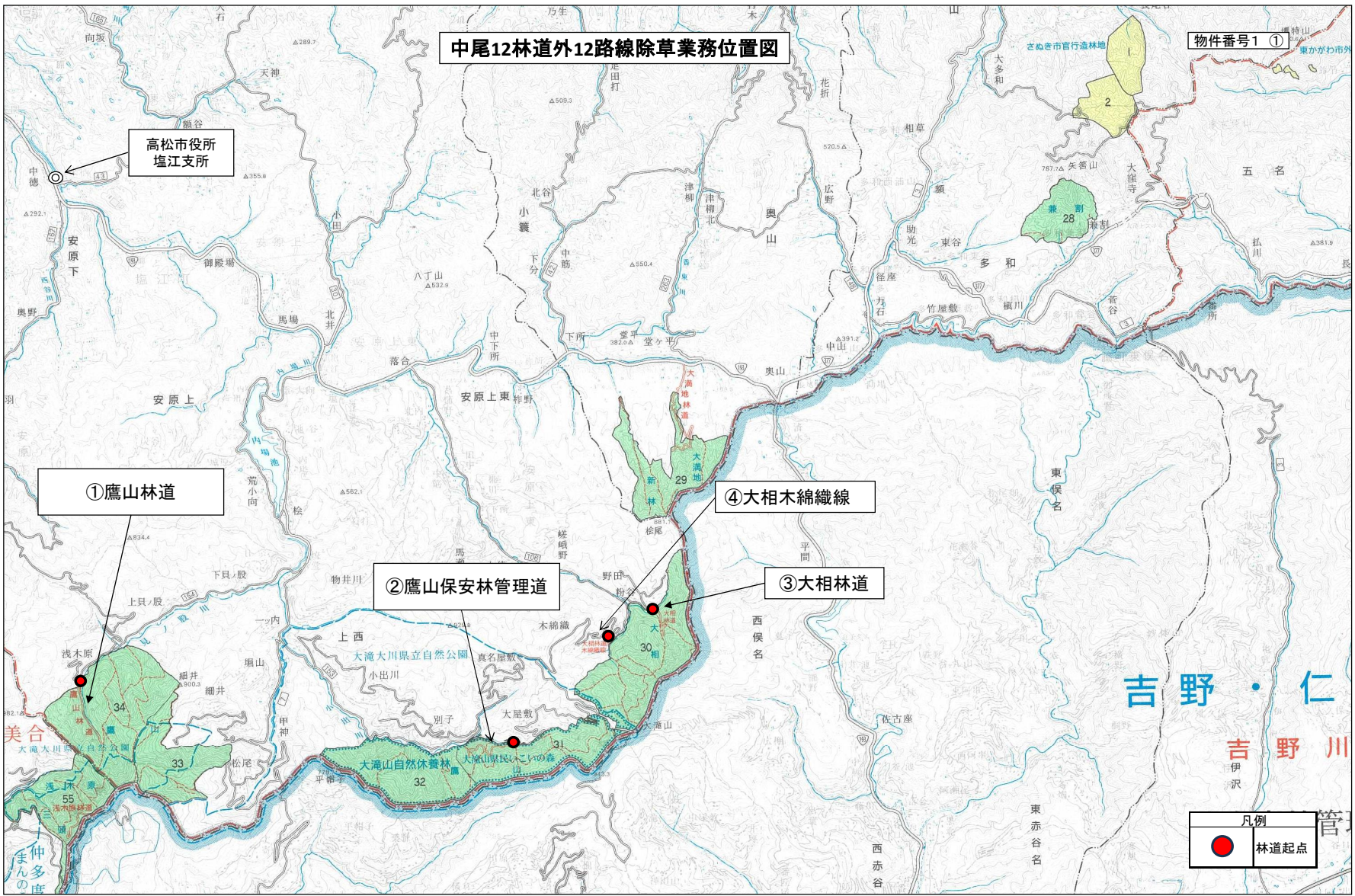
④大相木綿織線

③大相林道

吉野・仁

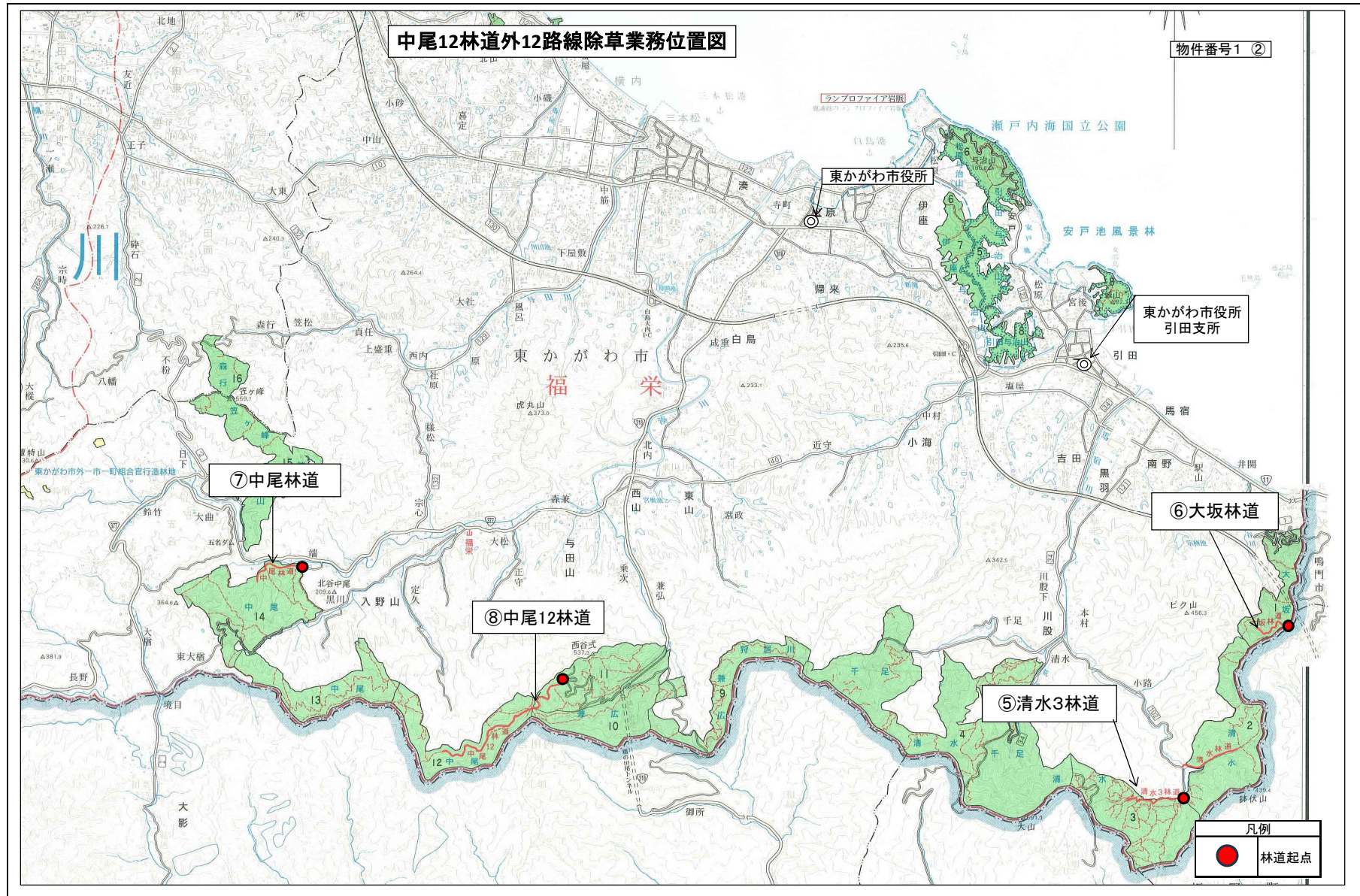
吉野川

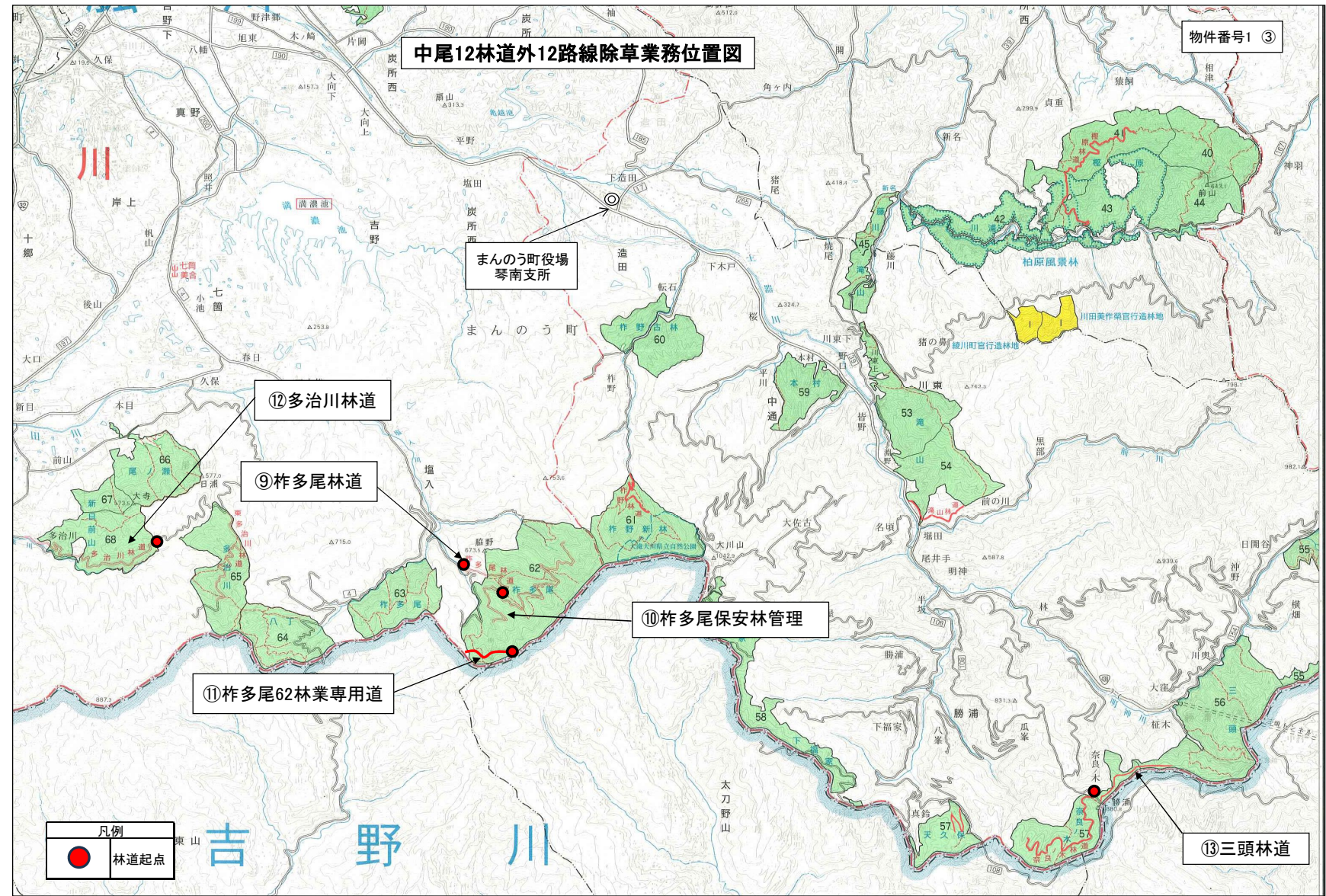
凡例	
	林道起点



中尾12林道外12路線除草業務位置図

物件番号1 ②





中尾12林道外12路線除草業務位置図

物件番号1 ③

まんのう町役場
琴南支所

⑫多治川林道

⑨杵多尾林道

⑩杵多尾保安林管理

⑪杵多尾62林業専用道

⑬三頭林道

凡例	
	林道起点